

平成 29 年度

輸出仕様食品製造支援事業

募集要領

《募集受付期間》

平成 29 年 4 月 11 日(火)～5 月 10 日(水) 17:00

- ※ 本要領、要綱、申請書類は、(一財)さっぽろ産業振興財団 産業企画推進部ウェブサイトからダウンロードできます。
(<http://www.sec.or.jp/other/780.html>)
- ※ 応募申請書の提出にあたっては、期限に余裕を持って提出されるようお願いします。

《申請書類の提出先・問い合わせ先》

(一財) さっぽろ産業振興財団 産業企画推進部
〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 番 1 号
電話:011-817-7890 (平日 9:00～12:00、13:00～17:00)
FAX :011-815-9321 Email: asia@sec.or.jp
担当: おぎき 尾崎、おおうえ 大上

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 産業企画推進部

1. 事業の目的

海外における札幌の食品の販売拡大を図るため、輸出仕様食品を開発して海外に流通させる事業に対して補助金を交付します。

2. 輸出仕様食品とは

この要領における輸出仕様食品とは、海外市場での販売を目的として、商品の流通上の性質が適正化された食品とします。具体的には、パッケージ・風味・価格帯が海外の消費者に受け入れられやすい食品、賞味期間・保存方法・輸送方法が流通業者に受け入れられやすい食品、構成成分やその表示が海外の監督機関の基準に適合する食品等のことです。

3. 事業の内容

輸出仕様食品を開発し、補助金の交付対象期間内に海外に流通させる事業です。「海外に流通させる」とは、開発した食品を海外に出荷する成約実績をあげてをいいます。

(1) 補助金額上限

2,000 千円(補助対象金額の 1/2 以内の金額)

(2) 交付予定件数

10 社程度を予定(総額 20,000 千円の予算範囲内で補助金交付を決定)

4. 補助対象の要件

下記(1)、(2)のいずれかに該当し、(3)以降の要件を満たす事業者であることが必要です。

(1) 札幌市内に本社(本所)を有する*¹輸出仕様食品の製造者となる中小企業*²。

(2) 札幌市内に本社(本所)を有する、輸出仕様食品の販売者となる企業(大企業を含む)または協同組合。ただし、販売者は北海道内に本社(本所)を有する中小企業または協同組合(生産者で組織する協同組合の連合会を除く)に対して輸出仕様食品を委託製造させなくてはならない。

*¹ 本社(本所)とは、経営上の中心となる事業所であり、必ずしも登記上の本店であることを要しないが、その事業所に常勤取締役が配置されていることを要件とする。

*² 中小企業とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に基づく中小企業者に該当する企業。

(3) 直近 2 か年度連続で、一般財団法人さっぽろ産業振興財団(以下「本財団」という)補助事業「輸出仕様食品製造支援事業補助金」の交付を受けていない。

- (4) 補助対象商品の開発を、自社および他企業による前年度からの継続の取り組みとしていない。
- (5) 関連性が極めて密接である事業者による類似事業の複数の応募となっていない。関連性が極めて密接である事業者とは、グループ企業、代表者が同一である事業者、工場が同一である事業者等のことをいう。
- (6) 市税を滞納していない。
- (7) 反社会的勢力との関係を有していない。

5. 補助対象経費

補助対象 経費	事業実施のためにかかった(1)～(6)までの経費の合計	
	区分	具体的内容
	(1)製造費	輸出仕様食品製造（試作および本生産）に必要な原材料・資材購入費、製造委託費、デザイン費等
	(2)機器費	輸出仕様食品製造（試作および本生産）に必要な機器の購入費・リース費等(上限 50 万円)
	(3)輸出関係費	輸出仕様食品の輸出に必要な輸送費用、通関等手続費、検査費、商標登録費、翻訳費、HACCP・ISO・ハラル・機能性食品等の認証取得費等
	(4)海外マーケティング費	海外でのマーケティング活動に必要なリーフレット制作費、外国語の商品紹介ウェブサイト構築費、店頭販売促進員稼働費、通訳費、国内外の展示会・物産展等出展費、コンサルタント経費(上限 20 万円)等
	(5)旅費	海外でのマーケティング活動に必要な出張費、海外バイヤー招聘旅費等
	(6)その他本財団理事長が適当と認める経費	
	※(1)の製造委託費は、北海道内に本社(本所)がある中小企業及び協同組合に対して委託製造した費用が対象となる。	
	※補助事業者従業員の人件費は補助対象経費から除外すること	
	※(4)および(5)の補助対象経費申請額の合計額は補助対象経費申請額の 1/2 未満とすること	

6.事業の流れ

【平成 29 年】	
4 月 11 日(火)	募集開始
5 月 10 日(水) 17:00	募集締め切り ※申請書類は、当日 17:00 までにご郵送またはご持参ください。
5 月中旬	書類審査 本要領及び要綱に準じているか、計画に具体性があるか、目標及び経費計画が妥当か、等の観点から、交付申請書類の確認・審査を実施します。書類審査を通過した申請者が審査委員会(面接審査)に進みます。
5 月中旬	書類審査結果通知
6 月 5 日(月)、 6 日 (火)	審査委員会(面接審査) (書類審査通過者のみ) 別途指定する形式において、書類審査を通過した申請者によるプレゼンテーションを行っていただき、審査委員による審査を行います。審査委員会における主な審査基準は下記の通りです。 ・ 輸出仕様食品開発プロジェクトの策定力 ・ 輸出仕様食品開発プロジェクトの実現性 ・ 定量的・定性的効果の大きさ ※ プレゼンテーションをなさる方の予定を確保願います。
6 月中旬	補助金事業者決定 審査委員会における審査結果をもとに本財団理事長が補助の交付・不交付を決定し、補助金交付・不交付決定通知書を申請担当者宛に発送いたします。
補助金事業開始 ※ 補助金交付決定通知書の日付以降に発生した経費のみが補助対象となります。	
【平成 30 年】 2 月 28 日(水) 17:00	実績報告書 1 および事業実績書 1 提出締め切り ※平成 30 年 2 月までの補助事業に対する事業実績報告
補助金額確定・補助金交付 実績報告書 1 に従って補助交付額が決定され、補助金が交付されます。 ※ 当初の事業計画と実績が異なる場合には、補助金の交付を受けることができない場合または減額される場合がございます。	
【平成 31 年】 4 月 8 日(月) 17:00	実績報告書 2 および事業実績書 2 提出締め切り ※平成 30 年 3 月～31 年 3 月 (13 か月分) の状況を加えた簡易経過報告

7. 交付申請書類

要綱および交付申請書類は次の場所で配布しているほか、下記のウェブサイトからダウンロードできます。

- ・(一財) さっぽろ産業振興財団 産業企画推進部(住所は下記参照)

<http://www.sec.or.jp/other/780.html>

- ・札幌市 経済観光局 国際経済戦略室 食・健康医療産業担当課
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 15F 北側)

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/export/export.html>

- (1) 補助金交付申請書(様式1)
 - (2) 事業計画書(様式1の2)
 - (3) 誓約書(様式1の3)
 - (4) 申請者の事業要覧
 - (5) 申請者の前会計年度の決算書(表紙、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び管理費内訳書、株主資本変動計算書、注記表等)の写し(直近単年度)
 - (6) 申請者の商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書、3カ月以内に取得したもの)
 - (7) 申請者の直近の市税の納税証明書または領収書
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、本財団理事長が必要と認める書類
- ※(8)については状況に応じてご提出をお願いする場合があります。

【注意事項】

- ・(1)から(3)の用紙サイズは、原則として日本工業規格A4判の片面印刷とし、(4)以降の提出書類とともに提出してください。
- ・(2)事業計画書(様式1の2)については、書類提出のほか、電子ファイル(エクセル)を電子メールに添付し、本財団産業企画推進部(asia@sec.or.jp)宛にご送付ください。

8. 事業の公表

本事業の実績の周知を目的として、補助事業者の企業概要、プロジェクト名、プロジェクト概要を公表させていただきます。その他のご提供いただいた情報については、統計的に処理し、統計資料として公表させていただく場合がございます。同様に、事業成果も公表を原則としております。知的財産戦略等の支障がある場合を除き、本財団が作成する本事業の成果事例集や本財団のホームページ等に事前相談の上掲載する予定です。

9. 注意事項

- (1) 応募の際に提出いただいた申請に関する情報、その他、本事業を通して提供していただいた情報は、審査を含む本事業の実施に必要な範囲だけで利用し、その他の目的で利用することはありません。
- (2) 補助事業者が下記の各項目のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の取り消し、補助金交付額の減額、または既に交付した補助金の返還命令が発生する場合がございます。

- (1) 補助金申請又は補助事業において、虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。
- (2) 法令若しくは要綱又は要綱に基づく決定内容およびこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の交付対象期間中において、補助事業と同一の事業活動において他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受けたとき。
- (4) 前各項目のほか、特に本財団理事長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

- (3) 本事業は要綱に準じて実施されるため、要綱の内容も必ずご確認ください。本要領に記載のない事柄がある場合または要綱と本要領の間に齟齬がある場合には、要綱の内容が適用されます。

10. 本事業に関するお問い合わせ先

(一財) さっぽろ産業振興財団 産業企画推進部
〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号
電話：011-817-7890（平日 9:00～12:00、13:00～17:00）
FAX：011-815-9321 Email: asia@sec.or.jp
担当：尾崎^{おざき}、大上^{おおうえ}